

狭山市の事業者の皆様へ

～～事業系一般廃棄物の分別について～～

狭山市では、事業活動に伴って生じた「一般廃棄物」は、裏面のものを対象として、有料（10kgにつき240円）で受入れをしております。

事業活動に伴って生じた廃プラスチック類や金属くずなどは、「一般廃棄物」に該当しない為、市のごみ処理施設へは搬入できませんので、適正な分別のご協力をお願いいたします。

市では、適正でないものが搬入されていないかの検査や確認を行っていますが、分別の正しくないもの（主に廃プラスチック類や鉄くず類、建築廃材など）が見受けられます。

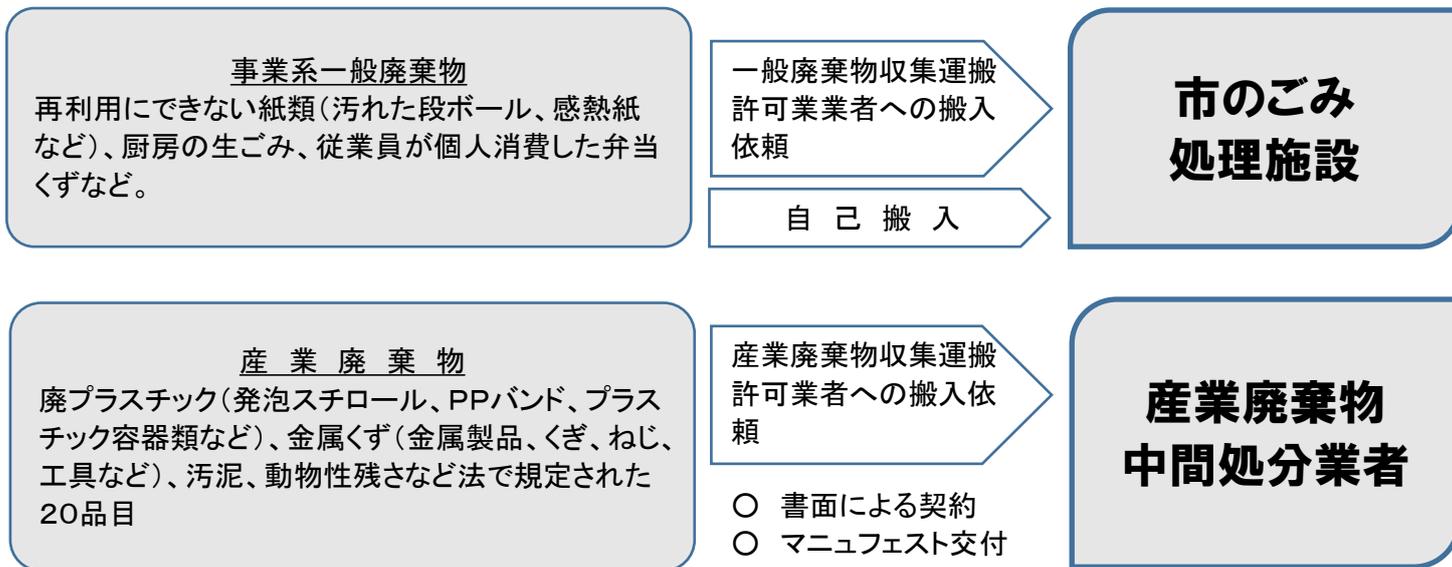
そこで、市では、ごみの減量・資源化のため、分別の強化・徹底を推進していますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

◎ 自己処理の原則について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」には、事業者の責務〔法第3条〕、下記の事が定められています。

- ◆事業活動に伴って生じた廃棄物は、自らの責任において適正に処分しなければならないこと。
- ◆廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努めること。 など。

◎ 事業系の廃棄物は、「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」があり、それぞれの処分方法が異なりますので、適正な分別と処分をお願いいたします。



※ 事業系一般廃棄物の種類等について

区分	主な廃棄物の種類等	処分方法
一 事 般 廃 棄 物 系	<p>事業系一般廃棄物を市の処理施設に搬入する際には、「生活ごみの分け方・出し方」を参考に、予め分別してから搬入して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もやすごみ（生ごみ*、感熱紙・油紙などの再生できない紙類のものなど） *食品製造業は除く ・資源ごみとしての古紙類（新聞紙、段ボール、雑誌・雑紙類など）。※古紙類で汚れていて、資源化に適さないものは「もやすごみ」。 ・資源ごみとしての飲料用のびん・缶 ・従業員が個人消費したペットボトル、プラスチック類（弁当類などの容器など）。 	<p>市の廃棄物処理施設に、自ら、または、狭山市一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼し、市の処分施設に搬入し処分してください。</p> <p>※ 一般廃棄物としての処分をする為、狭山市一般廃棄物収集運搬許可業者と書面での契約が必要です。</p>

※ 産業廃棄物の種類等について

区分	廃棄物の種類等	処分方法
産 業 廃 棄 物	<p>産業廃棄物は、法により20種類に分類されています。</p> <p>○ 業種に関わらず産業廃棄物に該当する物</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 燃え殻 2. 汚泥 3. 廃油 4. 廃酸 5. 廃アルカリ 6. <u>廃プラスチック</u> (発泡スチロール、PPバンド、プラスチック製品類、プラスチック容器類など) 7. <u>ゴムくず</u> (タイヤ類、ゴム製の廃棄物) 8. <u>金属くず</u> (金属製品、釘、ネジ、電池、その他金属製廃棄物) 9. ガラスくず(蛍光灯など)、コンクリートくず、陶磁器くず 10. 鋳さい 11. がれき類 12. ばいじん <p>○ 排出元の業種が限定されている物</p> <ol style="list-style-type: none"> 13. 紙くず 14. 木くず 15. 繊維くず 16. 動植物性残さ 17. 動物系固形不用物 18. 動物のふん尿 19. 動物の死体 20. 上記の産業廃棄物を処分する為に処理したもの(コンクリート固形物など) 	<p>産業廃棄物収集運搬許可業者に依頼して、産業廃棄物中間処分業者に搬入し、処分することになります。</p> <p>※産業廃棄物としての処分をする為、下記の事項が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物収集運搬許可業者と書面による契約。 ・マニフェスト交付。

排出事業者が、廃棄物処理業の許可のない者に廃棄物の処理を委託した場合、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金(併科)に処せられることがあります。〔法第25条〕

※ お問い合わせについて

- ・「一般廃棄物収集運搬業者」については、下記にお問い合わせください。または、市のホームページに「狭山市一般廃棄物収集運搬許可業者一覧」を掲載していますのでご覧ください。
- ・「産業廃棄物収集運搬許可業者」については「一般廃棄物収集運搬許可業者」の中で産業廃棄物についても許可を得ている業者一覧は、ご紹介の用意をしていますので、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】環境経済部資源循環推進課 TEL 04(2937)6943